

事務連絡
平成25年3月21日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんに関するガイドラインについて

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第11条第1項及び予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）第20条第1項の規定に基づき、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年12月28日厚生労働省告示第442号。以下「指針」という。）を策定し、対策を進めているところです。

今般、指針が改正され、平成25年4月1日から適用されますが、この度、国立感染症研究所感染症情報センターから、「医師による麻しん届出ガイドライン 第四版」、「麻しん発生時対応ガイドライン 第一版」、「都道府県における麻しん対策会議等に関するガイドライン 第二版」、「医療機関での麻疹対応ガイドライン 第四版」が作成され、下記ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

麻しん対策の実施に当たっては、これらのガイドライン等をご活用いただくとともに、貴管内医療機関に対しても、周知方よろしく願いいたします。

国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ

「麻しん対策・ガイドラインなど」(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/guidelines.html>)

① 医師による麻しん届出ガイドライン 第四版

※特に、「最新の知見に基づく麻疹の検査診断の考え方」（本ガイドラインP11）について周知方お願いします。

② 麻しん発生時対応ガイドライン 第一版

③ 都道府県における麻しん対策会議等に関するガイドライン 第二版

④ 医療機関での麻疹対応ガイドライン 第四版